

金融自由化と預金保険制度

丹 羽 昇

1 はじめに

わが国において金融自由化が進展するなかで、信用秩序維持のための新たな公的規制のあり方が問われている。これまでわが国の金融をと特徴づけてきた金利規則、業務分野規制、内外金融遮断規制等の諸規制は次第に緩和ないしは撤廃されてきており、個別銀行ないし銀行システム全体の収益及びリスクに大きな影響を与えている。過去の歴史が如実に物語っているように、銀行の過度のリスク・テイキングな行動は往々にして経営の悪化を招き最悪のケースにおいては倒産という事態を引き起こしてきた。しかも個別銀行の倒産が当該銀行の預金のみならず銀行預金全般にわたる信認の低下をもたらし、経営内容の健全な銀行までもが預金の取付けで倒産に至る状況、すなわち金融恐慌が発生した。

これまでわが国の銀行の健全性を維持し、金融システムの安定性、ひいては信用秩序の維持を目的に実施されてきた諸規則が緩和ないし撤廃の方向にある以上、これに代わるべき新たな規制のあり方が模索されねばならない。

本論文は、信用秩序維持の一手段であり、今後その重要性が増すであろうと思われる預金保険制度の役割とその問題点を検討し、今後の銀行規則のあり方を考察したものである。まず次の第2節では、金融自由化の進展の下で銀行の行動がどのように変化してきているかを概観し、これに伴い銀行に対する公的規制のあり方も変わってきていることを指摘する。第3節では、現行の預金保険制度の果たしている機能とその問題点、特にモラル・ハザードの発生を論

じ、それを回避する諸施策を模索しつつ預金保険制度のあり方を銀行規制全般のなかで議論する。

2 金融自由化と公的規制の構造変化

(イ) 金融自由化と銀行経営

昭和 50 年代以降、金融自由化・国際化の動きはハイピッチで進行している。高度成長期の特異な金融構造を作り出した金利規制、金融機関の業務分野規制、為替管理による内外金融市場分断規制等の諸規制は次第に緩和され、家計・企業部門の金利選好の高まりや銀行業務の機械化による金融革新の展開と相まって、銀行の経営環境を大きく変化させた。

この変化が銀行の収益・リスクにどのような影響を与えたかを考察しよう。まず収益面について見ると、預金金利規制の緩和に伴い預貸金利鞘は縮小傾向を示しているものの、これが銀行の収益率の低下につながっていないことである。これは ALM（総合的資産負債管理）の導入により、より効率的な資金の調達・運用が行われ、規制金利下では得られなかった収益機会が増大していること、金融機関の業務分野規制の緩和や業務の国際化は内外金融市場へのアクセスを容易にし、業務の多様化の利益（economies of scope）が発生していること、スプレッド・バンキングのウエイトの増大により利鞘安定化効果が見込まれること、また銀行間の競争の激化により内部の組織的非効率性が次第に是正されてきている等々の要因によるものと考えられる。

次に、リスク面について見ると、金利の自由化、業務分野規制の緩和、国際化の進展により諸リスク（信用リスク、金利リスク、流動性リスク、外国為替リスク等）が増大している。信用リスクについては、銀行間の競争の激化と対外貸付の増加により貸倒償却率が増加傾向を示しているし、金利の大幅な変動に伴う金利リスクや異常な債務の引出しによる流動性リスクも短期金融市場の拡大に伴う市場性資金のウエイトの増大から増加しているものと思われる。また、外国為替リスクは、金融国際化による外貨建て債権・債務の増加、為替デューリング業務の拡大や為替相場の乱高下を背景に増加傾向にある。加えて、

近年銀行のバランス・シートに直接現れてこないオフ・バランス取引が増加しており、個々の銀行が負っているリスクの評価やその把握が困難になってきている。

金融自由化・国際化は、収益機会の増加、業務の多様化によるリスクの分散や預金金利の自由化に伴う資金吸収力の向上等、銀行経営を安定化する一面をもたらすものの、前述のごとく銀行経営の健全性を脅かす様々なリスクの増大をもたらしている。これらのリスク管理が不十分な場合には、収益力の低下による経営の悪化ひいては銀行倒産が発生する可能性がないとはいえない。

一般的に言って、個別銀行の経営破綻が一国の金融システム全体を不安定化し、信用秩序の崩壊をもたらすものではないが、それが連鎖的に他の金融機関や金融市場に波及し、決済システムの破綻につながるケース（金融恐慌）が歴史上幾度も経験されている。近年、エレクトロニクス・バンキングが急速に進展し、決済システムも EFT (Electronic Funds Transfer) 化された結果、一個別銀行の資金ショートや経営破綻による決済不能が連鎖的に他の銀行に波及する可能性が増大している¹⁾。

(ロ) 銀行に対する公的規制

一般に、産業に対して公的な規制が行われる経済的根拠として、外部効果の発生、費用逓減的産業における自然独占の形成、公共財の存在、情報の不完全性等の要因による「市場の失敗」が指摘される。他の産業と比較して銀行業に対してより広範かつ厳格な規制がおこなわれている根拠もこれらの要因に求められるといってよいであろう。つまり、銀行が現代の貨幣経済において基本的に果たしている機能が、本来的に何等規制が行われない市場においては十分に発揮されないが故に規制が行われると理解される。

銀行が果たしている機能としては、まず第一に支払い手段たる預金通貨の供給が挙げられる。現在、ほとんどの取引の決済は銀行が発行する私的債務である預金通貨の振替でなされており、銀行はこの決済システムの根幹に位置している。近年、業務のコンピューター化が進みこの振替決済機能の効率化・迅速化・多角化が進展する一方、これに内在するシステム・リスクも増大してお

り²⁾、個別銀行の経営破綻が一国の決済システムのみならず世界的規模での決済システムに重大な支障をもたらす危険も高まっている。

第二に、銀行は預金債務の発行によって得た資金の一部を預金の引出しに備えて準備として留保し、残りを様々な資産に運用している。銀行はその債務と資産の性格を変化させる機能 (transmutation function) を有し、これによって金融市場の効率性が高まっているわけであるが、銀行がその資産管理を誤った場合には、預金の引出しに応ずることができず倒産の可能性も生ずる。預金者にとって銀行の経営内容に関する情報の入手は困難であり、かつそのコストは極めて高く、経営内容の危険の程度に応じて預金者が銀行を選別することはほとんど不可能である。預金者は預金債務全般に対する信認に基づいて預金を保有しているものとすれば、個別銀行の経営の健全性が預金に対する信認を高めるとともに預金一般に対する公衆の信認が個別銀行の経営の安定化をもたらしているという意味で、公衆の信認は外部性を有する一種の公共財的側面を持っているといえよう。

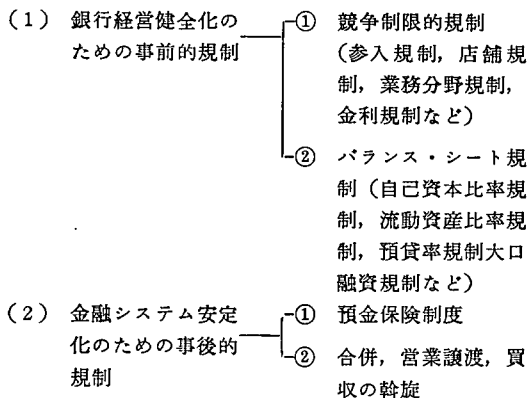
第三に、銀行が創出する預金通貨は中央銀行貨幣とともに一国の貨幣量の主要な部分を占めており、かつ銀行はその信用創造機能により銀行組織全体として乗数倍の信用を創出できる。銀行が預金通貨の創出を通じて一国の貨幣量を増減できるということは、金融政策の運営上極めて重要であり、この点からの規制は不可欠である。

以上のように、現代の貨幣経済において決済システムの安定性を保障し、金融市場の効率性を高め、また金融政策の有効性を維持するために銀行に対する規制が必要となるのである。

次に、銀行に対する公的規制の構造あるいは体系について考察してみよう。銀行規制には、①個別銀行の経営破綻が起きないようにこれを事前に規制する措置と②経営破綻が生じてそれが金融システム全体を不安定化しないためにとられる事後的措置の2つに大別される。(第1図) 前者は個別銀行の経営の健全性が確保されるように、市場および銀行の資産・負債構造に直接規制を課するものであり、参入規制、業務分野規制、金利規制、店舗規制等の競争制限

的規制と自己資本比率規制, 預貸率規制, 流動資産比率規制, 大口融資規制, 配当・増資規制等のバランス・シート規制から成っている。また, 後者としては, 預金保険制度と合併等の斡旋が挙げられる。

第1図 わが国の銀行規制体系



紙面の制約上, 個々の規制について詳細に論ずることはできないので, 金融自由化との関連で規制体系の変化を考察してみよう。わが国では, これまで銀行間の適当競争が個別銀行の経営の健全性を損なわせ金融システムをかえって不安定化とするとの観点から, 競争制限的規制が実施されてきた。言い換えれば, 競争を制限することによって, 銀行(特に競争力の劣る銀行)に対し最低限度の利益を保障し, 競争の激化に伴う経営内容の悪化を未然に阻止することにより金融システムの安定化をはかってきた。このことは非効率な銀行の温存を意味し, したがって, 資金配分の効率性が阻害されるという犠牲の上に規制が行われてきたことを示している。金融の自由化は正にこの競争制限的規制の緩和・撤廃を意味するから, 信用秩序の維持ないし金融システムの安定性の確保といった目的の達成は必然的にバランス・シート規制と預金保険制度の有効性に依存することとなろう³⁾。ただ, バランス・シート規制が実際に規制の倒産を回避するのに有効であるか否かについては, 議論のあるところであり, 消極的な見解も根強い⁴⁾。したがって, 市場メカニズムの活用を図りながらバランス・シート規制と預金保険制度を補完的に使用するという議論が最も妥当で

あると考える。

- 1) この点に関する詳細な議論は黒田(1985)を参照されたい。
- 2) ここでのシステム・リスクとは対顧客資金決済と銀行間資金決済との間に必然的に時間的遅れを伴うことから、銀行相互間と与信リスクが発生することをいう。また、銀行カードの普及により公衆の預金に対する信認の変化が急激な形で生ずる点も留意する必要がある。
- 3) 信用秩序維持のために、中央銀行貸出を用いるという考え方がある、中央銀行の最終的貸手としての役割は、一時的な流動性不足により経営が悪化している銀行に対し、中央銀行貸出という形で流動性を供給してやることにより、当該銀行の経営破綻に伴う金融システムの不安定化を未然に防止することに求められる。しかしこの中央銀行貸出が solvency 問題のある不健全な銀行への資金援助という形にまで拡張されると後述するモラル・ハザードが発生する。中央銀行貸出は基本的に一時的な資金ポジションの調整に限定するのが妥当であると考え。ただ、実際問題として、情報の非対象性により区別が困難なケースではモラル・ハザードを回避するために公定歩合を当該銀行の経営リスクに応じて可変的にする提案もだされている。(Kanatats (1986)を参照)
- 4) 岩田・堀内(1985)を参照されたい。ただ、BISは1987年12月に銀行の過度なリスク・テイキングな行動を抑制するために、risk-asset ratioを導入した自己資本比率に関する国際統一基準を作成している。

3 預金保険制度の機能

(1) 預金保険制度の意義と問題点

預金保険制度の目的は、まず第一に対象金融機関の預金を保障することによって、個別銀行の倒産が一国の決済システム全体の崩壊につながることを回避するとともに、預金に対する公衆の信認を維持し、銀行取付けがもたらす極端な信用収縮作用を未然に防止すること(信用秩序の維持)、第二に、小口預金者は銀行の経営状態に関する情報収集能力が不十分であり、加えて銀行倒産による損失の負担能力に乏しいので、これを保護すること(小口預金者保護)にある。

預金保険制度は国によって様々であり一律に論ずることはできないが²⁾、近年、金融自由化の進展に伴い各国において預金保険制度のあり方についての議

論が活発化している。前述の如く、金融自由化の進展によりこれまで個別銀行の経営の健全性を維持すべく役割を果たしてきた参入規制、業務分野規制、金利規制等の競争制限的諸規制は次第に緩和され、それに代わるべき制度として預金保険制度が注目を集めているわけである。

預金保険制度の最も大きなメリットは、預金に対する公衆の信託を個別銀行の経営の健全性から切り離すことができる点に求められる。したがって、この制度の存在により個別銀行の経営破綻が他の金融機関を巻き込んだ預金の取付けに発展する可能性はかなりの程度低下したと言ってよいであろう。

しかし、1970年代に起こった金融革新や規制緩和の動きといった金融環境の変化により、現行の預金保険制度の問題点を再検討する機運が高まっている。その主要な論点を挙げると次のようになる²⁾。①現行預金保険制度が預金取扱金融機関の構造と業務に与える影響。(特に、モラル・ハザードの発生の問題) ②預金保険料を一律なものせず、預金取扱金融機関の業態別、規模別あるいは個別金融機関の信用度に見合って差別化する。(可変的預金保険料制度の採用) ③保険加入金融機関の財務状態および経営業績に関する現行のディスクロージャー制度の適切性。これらの諸問題を次項で検討したい。

- 1) わが国においても、昭和46年に預金保険制度が導入され、更に昭和60年6月の金融制度調査会の答申(「金融自由化の進展とその環境整備」)に基づいて昭和61年5月に預金保険法の改正が行われ①保険限度額の引き上げと基金基盤の充実、②預金保険機構の機能の多様化を図り、合併、営業譲渡、買収に対し資金援助が行えるようになった。

預金保険制度を効率的に運営している米国では、連邦預金保険公社(FDIC)は預金保険のみならず、閉鎖銀行等に対する資金援助、破産財産の管理及び清算、破綻をきたした銀行・金融機関を他の銀行・金融機関に合併・吸収させるための斡旋(預金承継)、加盟銀行の検査・指導等幅広い業務を行っているのに対し、伝統的に最終的貸手としての中央銀行の役割を重視する英国では、預金保険にのみ限定されている。また、日本や西独では預金保険以外に経営の悪化した銀行に対する資金援助が規定されている。

- 2) 上に挙げた問題点は、1982年預金取扱金融機関法において、同法がFDIC、FS-LIC、NCUAの預金保険機構の理事会に再検討すべきと命じたものである。上記以

外の問題点としては、①現行の一預金者当り保険金支払限度額でカバーできない分に対して、任意保険制度を導入したり、私的保険を導入することの是非、②小口預金者の保護を厚くするとともに、大口預金者の自己責任を高めるような預金保険制度の是非、③被保険預金の増大が保険基金の運営やリスク負担に与える影響等を挙げている。

(2) モラル・ハザードの発生

一般に、様々な保険制度の有する重大な欠陥として指摘されている問題は、モラル・ハザードあるいは逆選択が発生しうることである。Arrow (1971) がその先駆的論文において明らかにしているように、保険契約そのものが、被保険者の行動誘因を変化させ、その結果保険会社が当初想定していた確率をも変化させてしまうかもしれない。例えば、保険契約が対象となる保険物件の価値額を上回っている場合、契約者はリスク・テイキングな行動にでたり、リスクに対して無頓着になったりする。この種の問題は必然的に預金保険制度にも生ずる。預金者にとって、自己の預金が預金保険制度の下で完全にその安全性が保障されているとした場合、預金者は資産・負債構成が高リスクな銀行と低リスクな銀行を区別する誘因が無くなり、預金市場において本来期待される市場規律が全く働かなくなる。仮に、預金保険制度が存在せず、また情報コストや情報の非対称性が無いとすれば¹⁾、預金者は当該銀行の経営の健全性を常に監視し、その銀行が適正なレベルを上回るリスクを負担していると考えれば、銀行の倒産を恐れてその預金をただちに引き出すであろう。このような市場規律が有効に働けば、銀行は自行の経営の健全性に努めることになろう。他方、預金保険制度が存在し、預金の安全性が完全に保障される場合、預金者の銀行経営に対する監視機能が作用しないため銀行は預金保険制度が存在しない場合に比べ、より危険な資産・負債構成を選択し銀行倒産の確率を高くしてしまうという事態が発生するかもしれない。

そこで次に、以上の議論を簡単な理論モデルで検証してみよう²⁾。

不確実性下のもとで銀行は期待利潤を最大化するように行動し、預金保険プレミアムは当該銀行が倒産する危険 (insolvency risk) とは独立に預金の一定

割合と定められているものとしよう。

A を期首における資産価額, Y を銀行が保有する資産から得られる収益, D は預金額, i はその金利とすると, 銀行が支払い不能となり倒産するのは, 期末における資産価額 $(A+Y)$ が預金の元利支払い額 $(1+i)D$ を下回る場合であるから, 倒産の条件は, $A+Y-D(1+i)=(Y-iD)+(A-D)<0$ となる。

$$Y < D(1+i) - A \equiv \tilde{Y} \quad (1)$$

$\tilde{Y}$ は銀行が倒産しないために必要な最低収益額と解することができる。倒産のコストは当期における自己資本の不足額 $(\tilde{Y}-Y)$ の規模とある一定の割合 (a) で正の関係を有するものとすれば, 倒産の期待コストは S 次のように書ける。

$$S = \int_{-\infty}^{\tilde{Y}} a(\tilde{Y}-Y)g(Y)dY \quad (2)$$

ここで, $g(Y)$ は Y の確率密度関数である。銀行は預金保険機構に加入し qD の保険料を支払うことにより $\{(1+a)/a\}S$ だけ倒産の期待コストが軽減される。というのは, 預金保険機構に加入していなければ, もし $Y > \tilde{Y}$ (当期の資産収益が支払い不能に陥らないための最低収益を上回る) ならば, 銀行は預金者に対して iD を支払えるのに対し, $Y < \tilde{Y}$ の場合, $iD - \int_{-\infty}^{\tilde{Y}} (1+a)(\tilde{Y}-Y)g(Y)dY = iD - \{(1+a)/a\}S$ しか支払えないからである。したがって, 預金保険に加入することによって, 後者の事態を回避でき, $\{(1+a)/a\}S$ だけの便益を享受できることになる。

以上から, 銀行の期待利潤関数は次のようになる。

$$\begin{aligned} E(\pi) &= E(Y) - iD - C(D) - S + \{(1+a)/a\}S - \rho(A-D) \\ &= E(Y) - iD - C(D) + S/a - qD - \rho(A-D) \end{aligned} \quad (3)$$

ここで, $E(\pi)$ は銀行の期待利潤, $E(Y)$ は資産から得られる期待収益, $C(D)$ は預金金利以外の預金調達コスト ($C_D > 0, C_{DD} > 0$), ρ は自己資本の機会費用である。

期待利潤最大化のための必要条件は (3) 式を D で微分することにより求められる。

$$\rho - i = C_D + q - S_D/a \quad (4)$$

(4) 式の左辺は銀行が預金を供給することから得られる限界収入を、右辺は限界費用を示す。したがって、預金保険料率がすべての銀行に対して一律なレートで課せられるとすれば、 S_D を大きくするような資産構成 (Y の標準偏差 σ_Y のより大きなリスクの高い資産構成) を選択することになる。

こうした結果が導かれるのは、保険料率が銀行の倒産の危険如何にかかわらず一定に設定されていること、また預金保険制度により預金債務不履行の危険が預金者から預金保険機構へ転嫁され、銀行はその危険の程度に関係なく一定の条件で預金債務を発行できることによる。

確かに、預金保険制度の存在は銀行が仮に倒産したとしても、預金者の預金に対する信託を低下させることはないが、預金保険機構の保険基金の運営やリスク負担の増大といった社会的コストがかかっていることを銘記すべきである。

- 1) 情報コストや情報コストや情報の非対称性の存在が金融仲介機関の存在理由と密接に関連していることについては、池尾 (1985) を参照されたい。
- 2) 以下のモデルは Baltensperger (1980) によった。

(3) 預金保険制度の有効性を確保するための諸方策

前述の如く、預金の安全性を公的機関たる預金保険機構が保障することにより、一国の信用秩序を維持する目的で創設された預金保険制度は、銀行サイドにおけるモラル・ハザードの発生によって、銀行倒産の確率を高め金融システムの不安定化をもたらしたり、預金保険機構の負担を大幅に増大させる可能性を有している¹⁾。そこで次に、預金保険制度を有効に機能させるための方策について検討してみよう。

モラル・ハザード発生の基本的要因として次のようなものが挙げられる。① 預金保険の保険料率が当該銀行の倒産の確率を適正に反映していないこと。② 当局による銀行の資産・負債構成に対する監視や規制が不十分であること。③ 預金者が個々の銀行の経営内容についての情報を入手しにくいこと。

したがって、望ましい預金保険制度を構築するには、①適正な保険料率の設定 (可変的保険料の導入)、②バランス・シート規制の活用 (自己資本比率、流動資産比率等) や銀行検査の強化、③情報開示の義務付け等々の方法が考え

られる。

(イ) 可変的預金保険料制度

現在、主要先進国で実施されている預金保険制度では均一な保険料率が採用され、銀行が預金保険機構に支払う保険プレミアムは対象となる預金残高の一定割合となっている²⁾。

このように、保険プレミアムが個別銀行の資産・負債構成や経営内容に全く関係なく決定される制度では、銀行サイドにモラル・ハザードを発生させる誘因が存在する。しかし、預金保険機構が個々の銀行の資産・負債構成から当該銀行の倒産のリスクを正確に知ることができ、このリスクの程度に応じて保険プレミアムを徴収する制度（可変的預金保険料制度）では、リスクの高い銀行に対してより高い保険プレミアムが適用される結果、適正水準以上にリスクを負担しようとする誘因は無くなり、モラル・ハザードの発生は防止される³⁾。しかし、リスクを適正に反映した最適な保険料率を設定するには、膨大な資料の徴収と銀行経営のリスク度を計るための高度なテクニックを必要とする。したがって、現段階においてこの制度を採用することは不可能といえよう。そこで、現実的なアプローチとして、個々の銀行の自己資本比率、信用リスク、金利リスクをもとに、各銀行別の保険料割戻し率を数段階に分けて決定し、リスクの低い銀行には高い割戻し率を適用し、実質保険料を低くするといった方式も提言されている⁴⁾。

(ロ) バランス・シート規制

バランス・シート規制は、銀行経営の健全性を維持するためにその資産・負債構造に直接規制を加えることを意味している。この規制によって、銀行が自己資本比率を高めたり、資産ポートフォリオをより安全なものへ変更するとすれば、銀行経営のリスクは小さくなり、銀行預金に対する公衆の信認はより強固なものとなる。規制当局が個々の銀行の経営内容を検査し、バランス・シート規制の順守状況を監視するとすれば、この規制により銀行の資産選択行動は大きく制約され、その結果預金保険制度下において発生するモラル・ハザードは防止できる。しかしながら、個々の銀行の資産内容の安全性の程度を判定す

ることが困難であることや、危険負担能力が銀行によってかなり差異があることから、実際にバランス・シート規制、特に、ポートフォリオ規制の有効性は疑問視されている⁵⁾。したがって、アメリカではバランス・シート規制は自己資本比率規制に大きく依存しているのが実状である。一方、日本においては、大蔵省の「業務運営指導基準」により預貸率、流動資産比率、自己資本比率、大口融資規制等多岐にわたる指標について、指導基準となる数値が設けられている。しかし、大口融資規制など一部の指標を除けば、現実値は基準値からかなり乖離しているのが実状である。つまり、現行のバランス・シート規制は規制当局による指導ないし努力目標としての性格が強く、その実効性は疑わしいように思われる。岩田・堀内(1985)は、バランス・シート規制の実態を踏え、これを個別銀行の預金保険料率の決定に用いることを提言している。つまり、各指標が指導基準値に近い銀行は経営のリスクが小さいと見なし、相対的に低い保険料率を課し、指導基準値から大きく乖離している銀行には高い保険料率を課するわけである。

バランス・シート規制が銀行経営の安定化に対し実効性が簿いとすれば、上記の提言は現行のバランス・シート規制を活かす上で妥当なものといえよう。

(ハ) 情報の開示(ディスクロージャー)

銀行の経営内容を開示し、銀行に対する民間部門(市場)の監視機能を強化することによって、モラル・ハザードの発生を回避すべきであるという提案がなされている。確かに、情報の開示は市場規律を高め、銀行が過度にリスク・テイクンな行動に走ることを抑止する機能を有している。しかし、預金保険制度の下ですべての預金が保障されている場合、預金者サイドから銀行の行動をチェックする機能は働かない、というのは預金がすべて保険でカバーされている結果、預金者にとって預け先銀行を選択する誘因がほとんど存在しないからである。預金者サイドで情報の開示が有効に作用するのは、預金保険限度額を上回る預金を保有している大口預金者の場合である。限度額を上回る預金には保険がかかっていないため、大口預金者は銀行のリスクに敏感に反応し、銀行のリスク・テイクンな行動に歯止めをかけることになる。

銀行が調達する資金は保険の対象となる預金だけではなく、市場性資金がかなりの割合を占めている。情報の開示で相対的にリスクが高いと認められた銀行は市場性資金の調達において、そのリスクに見合う高い金利を支払わざるを得ないことになり、資金調達コストは増加する。

このように、ディスクロージャー制度は公衆の市場規律の強化を通じてモラル・ハザードの防止に有効に作用するといえる。

- 1) Mingo (1975) は預金総額に占める被保険預金の割合が高い銀行ほど、自己資本の増加に消極的になっていることを銀行の投資関数の計測によりもとめている。
- 2) 各国の預金保険制度の概要については太田 (1985), McCarthy (1980) を参照
- 3) 最適な預金保険料を考える場合、個別銀行の経営の健全性維持を目的としたミクロ的視点とマクロ的に社会的最適性を考える2つの見方がある。本論文ではミクロベースの最適性をとっている。ミクロ的最適保険プレミアムとマクロ的最適保険プレミアムが一致する必然性が無い以上、いずれのベースで算定するか大きな問題が残されている。一般にミクロベースでの保険プレミアムがマクロベースのそれより高くなる。Goodman and Santomero (1986) 参照。なお、ミクロ的に論じたものとしては、Pettway (1976)、マクロ的に論じたものとしては、Maisel (1981) や Silverberg (1975) 等がある。
- 4) FDIC (1983) を参照、
- 5) Koehn and Santomero (1980)、岩田・堀内 (1985)、Pyle (1986) を参照。

4 結び

本稿は、金融の自由化・国際化が進展する中で銀行経営の諸リスクが増大していることを踏まえ、銀行業に対する新たな公的規制のあり方を考察したものである。主要な論点をまとめると次のようになるう。

- ① 銀行は経済における決済システムの中枢に位置し、一国の信用秩序の維持と密接に関連している。信用秩序は銀行預金に対する公衆の信認に依存しているという事実からして、これを全面的に市場メカニズムに委ねることは不可能であり、何らかの公的規制を必要とする。
- ② 金融の自由化はこれまで行われてきた競争制限的規制の緩和を意味している。したがって、信用秩序の維持ないし金融システムの安定性を確保していく

ためには、市場メカニズムの活用を前提として、バランス・シート規制と預金保険制度を補完的に用いていく必要がある。

③ 現行の均一保険料制度はモラル・ハザードを発生させ、金融システムの安定性を損ないかえって信用秩序を混乱させる可能性があるため、何らかの形で銀行経営のリスクを織り込んだ保険料率の設定やディスクロージャーによる市場規律の強化が不可欠である。

わが国では預金保険制度をより効果的なものとするために、昭和61年に改正が行われた。保険基金の拡充（保険料率の引上げと日銀借入限度額の増額等）、保険限度額の引上げ、合併等に伴う資金援助等が定められ、預金保険制度はかなり充実したものとなった。しかし、FRBから独立し、より広範な権限を有するアメリカのFDICに比べると預金保険機構自体の機能はいまだ不十分である。（ただ、大蔵省と日本銀行の権限や行政指導等を加味すれば、それほど大きな違いはないということもできる。）

ともかく、金融自由化の下で、預金保険制度の果たす役割はより重要なものとなると予想されるにもかかわらず、わが国では預金保険制度に関する理論的・実証的研究は乏しく、今後この領域の議論を活発化する必要があるらう。

参考文献

- [1] 池尾和人 『日本の金融市場と組織——金融のミクロ経済学』 東洋経済新報社 1985年
- [2] 岩田規久男・堀内昭義 「日本における銀行規制」 経済学論集 第51巻第2号 1985年
- [3] 太田勉 「海外主要国の預金保険制度の現状とこれを巡る改革論議について」 『金融研究』 第4巻第1号 1985年
- [4] 黒田巖 「支払決済機構とシステム・リスク——リスク増大への対応策を考える」 『金融財政事情』 1985年 1月21日号
- [5] 日本銀行金融研究会 「銀行経営と信用秩序の維持」 『金融研究』: 第4巻2号 1985年
- [6] Arrow Kenneth J., Essays in the Theory of Risk-Bearing, Markkham Publishing Company, 1971
- [7] Baltensperger, Ernst, "Alternative Approaches to the Theory of the Ba-

- nking Firm", Journal of Monetary Economics, January 1980
- [8] Campbell, Tim S., and David Cleun, "Deposit Insurance in a Deregulated Environment", The Journal of Finance, July 1984
- [9] Dermine, J., "Deposit Rates, Credit Rates and Bank Capital: The Klein-Monti Model Revisited", Journal of Banking and Finance, March 1986
- [10] Federal Deposit Insurance Corporation., Deposit Insurance in a Changing Environment., A Study of the Current System of Deposit Insurance Pursuant to Section 712 of the Garn-St Germain Depository Institutions Act of 1982, April 1983
- [11] Goodman, Laurie S. and Anthony M. Santomero, "Variable Rate Deposit Insurance: A Re-examination", Journal of Banking and Finance, June 1986
- [12] Kanatas, G., "Deposit Insurance and the Discount Window: Pricing under Asymmetric Information", The Journal of Finance, June 1986
- [13] Koehn, Michael and Anthony M. Santomero, "Regulation of Bank Capital and Portfolio Risk", The Journal of Finance, December 1980
- [14] Maisel, Sherman J., "The Theory and Measurement of Risk and Capital Adequacy", in Sherman J. Maisel, ed., Risk and Capital Adequacy in Commercial Banks, University of Chicago Press, 1981
- [15] McCathy, I. S., "Deposit Insurance: Theory and Practice", IMF Staff Papers, 1980
- [16] Mingo, J. J., "Regulatory Influence on Bank Capital Investment", Journal of Finance, September 1975
- [17] Pettway, Richard H., "Market Test of Capital Adequacy of Large Commercial Banks", Journal of Finance, June 1976
- [18] Pyle, David H., "Capital Regulation and Deposit Insurance", Journal of Banking and Finance, June 1986
- [19] Silberberg, Stanley C., "Bank Holding Companies and Capital Adequacy", Journal of Bank Research, Autumn, 1975

(富山大学助教授)